

# 第2回嬉野市議会定例会議案

令和6年5月31日提出

嬉 野 市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
4	令和6年5月31日	専決処分（第7号）の報告について	1
5	〃	令和5年度 嬉野市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について	別冊
6	〃	令和5年度 嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	〃
7	〃	令和5年度 嬉野市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について	〃
8	〃	令和5年度 嬉野市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	〃
9	〃	議決事件に該当しない契約の報告について	〃

議案番号	提出年月日	議案名	頁
26	令和6年5月31日	専決処分（第5号）の承認を求めることについて	3
27	〃	専決処分（第6号）の承認を求めることについて	18
28	〃	専決処分（第4号）の承認を求めることについて	別冊
29	〃	嬉野市入湯税等検討委員会設置条例について	21
30	〃	嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	24
31	〃	嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	26
32	〃	嬉野市下水道条例の一部を改正する条例について	28
33	〃	佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	30
34	〃	令和6年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）	別冊
35	〃	令和6年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第1号）	〃
36	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	32
37	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	33
38	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	34
39	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	35
40	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	36

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
41	令和6年5月31日	嬉野市農業委員会の委員の任命について	37
42	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	38
43	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	39
44	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	40
45	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	41
46	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	42
47	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	43
48	〃	嬉野市農業委員会の委員の任命について	44

報告第4号

専決処分（第7号）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和6年5月31日提出

嬉野市長 村上 大祐

専決処分第7号

専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第204号）第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年4月4日

嬉野市長 村上 大祐

1 事故の内容

相手方が、公園内の草スキー場にて滑走中に、草スキー人工芝の一部がはがれ、めくれていた箇所へ接触・転倒し負傷した。

2 事故発生年月日

令和6年1月2日

3 事故発生場所

嬉野市塩田町大字五町田甲4000番地2（和泉式部公園）

4 損害賠償額

金44,287円

5 過失割合

100パーセント

6 損害賠償の相手方



報告第5号

令和5年度 嬉野市一般会計予算継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により報告する。

令和6年5月31日 提出

嬉野市長 村上 大祐

令和5年度 嬉野市一般会計予算継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌 年 度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 繰越額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国県支出金	地 方 債	そ の 他
3 民生費	2 児童福祉費	子ども・子育て支援事業計画策定	円 6,523,000	円 3,113,000	円 3,113,000	円 3,058,000	円 55,000	円 55,000	円 55,000	円	円	円	
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	市道永尾線地すべり災害復旧事業	400,000,000	273,000,000	1,000,000	274,000,000	43,701,000	230,299,000	230,299,000	21,457,900	144,041,100	64,800,000	
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	地すべり調査観測測量設計業務 (木場地区)	80,500,000	7,300,000	18,400,000	25,700,000	15,400,000	10,300,000	10,300,000	10,300,000			

令和5年度 嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和6年5月31日 提出

嬉野市長 村上 大祐

令和5年度 嬉野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
3 民生費	1 社会福祉費	低所得者支援金(令和5年度均等割のみ課税給付)	20,005,000	18,000,000		18,000,000			
	2 児童福祉費	認定こども園等整備事業	82,187,000	61,751,000		41,167,000			20,584,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	10,914,000	924,000		924,000			
		新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	50,120,000	10,000,000		10,000,000			
6 農林水産業費	1 農業費	地域農業水利ストックマネジメント事業	24,050,000	15,250,000		9,240,000	3,600,000		2,410,000
		農村地域防災減災事業	66,727,000	37,161,000		33,950,000			3,211,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
6 農林水産業費	1 農業費	排水機場維持管理費	円 13,627,000	円 3,076,000	円	円	円	円	円 3,076,000
		指定農道・ふるさと農道整備事業	3,037,000	1,617,000					1,617,000
	2 林業費	広川原キャンプ場費	6,500,000	5,901,000					5,901,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道新設改良事業	70,000,000	40,850,000					40,850,000
		社会資本整備総合交付金事業 (市道調査・改良)	11,819,000	4,700,000		2,234,000	1,900,000		566,000
		道路メンテナンス事業(橋りょう 補修整備)	79,769,000	29,000,000		16,160,000	10,500,000		2,340,000
	3 河川費	塩田川(市有地)法面補修事業	9,000,000	8,000,000					8,000,000
	4 都市計画費	新設・改修等(単独)	15,021,000	7,800,000					7,800,000
	6 新幹線費	新幹線利用促進事業	7,000,000	1,010,000					1,010,000
9 消防費	1 消防費	消防施設整備事業	21,323,000	11,000,000			11,000,000		
10 教育費	2 小学校費	学校施設長寿命化改良事業(大 草野小)	21,000,000	16,950,000					16,950,000



款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1 1 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	現年農地・施設災害復旧事業	円 18,585,000	円 14,500,000	円	円 11,054,000	円 200,000	円 270,000	円 2,976,000
		過年（R3）農地・施設災害復旧 事業	163,384,000	69,186,000		61,747,000	600,000	181,000	6,658,000
		現年林道災害復旧事業	13,800,000	10,100,000		6,677,000	100,000		3,323,000
合 計			707,868,000	366,776,000		211,153,000	27,900,000	451,000	127,272,000

報告第7号

令和5年度 嬉野市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告する。

令和6年5月31日 提出

嬉野市長 村上 大祐

令和5年度 嬉野市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為 予定額	翌年度 事故繰越し額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国県支出金	地方債	その他		
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	過年(R3災)農地・施設災害復旧事業	円 124,799,000	円 82,614,000	円 42,185,000	円 37,182,000	円	円 36,957,000	円	円	円 225,000	被災個所の不可視部について、国との変更協議に不測の期間を要したため	

令和5年度 嬉野市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年政令第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和6年5月31日 提出

嬉野市長 村上 大祐

令和5年度 嬉野市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金等			
1 資本的支出	1 建設改良費	管路建設改良事業 (公共下水道処理場改修工事)	円 61,532,000	円 51,829,359	円 2,992,000	円	円 2,900,000	円 92,000	円 6,710,641		半導体不足により機器の納品に不測の日数を要したため。
		管路建設改良事業 (農業集落排水施設処理場改修工事)	108,817,000	31,078,274	75,180,000	46,338,000	28,300,000	542,000	2,558,726		設計積算の見直しにより不測の日数を要したため。
		処理場建設改良事業 (市営浄化槽設置工事)	108,397,000	84,984,045	14,270,000	3,754,000	8,400,000	2,116,000	9,142,955		施主の建築材料搬入の遅れにより不測の日数を要したため。
合	計		278,746,000	167,891,678	92,442,000	50,092,000	39,600,000	2,750,000	18,412,322		

議決事件に該当しない契約の報告について

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成 26 年嬉野市条例第 41 号）第 2 条の規定により下記のとおり報告する。

令和 6 年 5 月 31 日 提出

嬉野市長 村上 大祐

記

予定価格 130 万円以上の工事又は製造の請負契約（第 2 条第 1 項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
令和 6 年 第 2 回 定例会								
1	総務・防災課	令和5年度 大舟地区有蓋防火水槽設置工事	嬉野町大字 不動山 地内	9,955,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	令和6年4月16日	令和6年4月16日 ～ 令和6年6月28日
2	財政課	嬉野市役所塩田庁舎空調設備改修工事	嬉野市役所塩田庁舎内	2,640,000	指名競争入札	佐賀市嘉瀬町大字扇町2360 吉村空調工業(株) 代表取締役 吉村 松代	令和6年5月1日	令和6年5月1日 ～ 令和6年7月31日
3	企画政策課	令和5年度 嬉野市庁舎電力切り回し付帯工事	嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地他	2,530,000	随意契約	武雄市東川登町大字永野字大坪1000-3 (株)佐電工 武雄営業所 所長 古賀 大八郎	令和6年2月14日	令和6年2月14日 ～ 令和6年3月29日
4	企画政策課	令和6年度 嬉野第2庁舎解体工事	嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地他	58,190,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株) 嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	令和6年5月2日	令和6年5月2日 ～ 令和6年9月30日
5	建設課	令和5年度 塩田川(市有地)法面補修工事	嬉野市嬉野町大字下宿地内	7,095,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野 淳一	令和6年4月2日	令和6年4月2日 ～ 令和6年6月28日
6	農林整備課	令和6年度 広川原キャンプ場Wi-Fiエリア拡張工事	嬉野町大字吉田 地内	1,683,521	随意契約	嬉野市嬉野町大字下野甲716-21 (株)テレビ九州 代表取締役 西川 潤一	令和6年4月11日	令和6年4月11日 ～ 令和6年5月31日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号	所管課名	契約の名称	履行の場所	契約の金額(円)	契約の方法	契約の相手方の住所及び氏名	契約の締結年月日	契約の期間
令和6年第2回定例会								
7	環境下水道課	令和6年度 五町田・谷所地区 監視通報装置修繕	嬉野市塩田町大字五町田・真崎 地内	3,410,000	随意契約	佐賀市唐人2-5-8 (株)西島製作所 佐賀支店 支店長 矢倉 俊宏	令和6年4月22日	令和6年4月22日 ～ 令和6年8月30日
8	環境下水道課	令和6年度 嬉野市営浄化槽事業 R6-006号浄化槽設置工事	嬉野市嬉野町大字下野地内	1,485,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字不動山乙152-1 飯田設備 代表者 飯田 利光	令和6年4月25日	令和6年4月25日 ～ 令和6年6月21日
9	環境下水道課	令和6年度 嬉野市営浄化槽事業 R6-007号浄化槽設置工事	嬉野市塩田町大字大草野 地内	1,595,000	指名競争入札	嬉野市塩田町大字五町田乙4-2 (株)西野設備 代表取締役 西野 和博	令和6年4月24日	令和6年4月24日 ～ 令和6年6月21日
10	環境下水道課	令和6年度 嬉野市営浄化槽事業 R6-008号浄化槽設置工事	嬉野市塩田町大字久間地内	1,510,300	指名競争入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲1836 (有)高嶋ポンプ店 代表取締役 高島大樹	令和6年4月25日	令和6年4月25日 ～ 令和6年6月21日
11	環境下水道課	令和6年度 嬉野市営浄化槽事業 R6-012号浄化槽設置工事	嬉野市嬉野町大字岩屋川内 地内	1,650,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字不動山乙152-1 飯田設備 代表者 飯田 利光	令和6年5月9日	令和6年5月9日 ～ 令和6年7月12日
12	環境下水道課	令和6年度 嬉野市営浄化槽事業 R6-013号浄化槽設置工事	嬉野市嬉野町大字下宿地内	1,463,000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙546 (有)山中 代表取締役 山中 岩男	令和6年5月9日	令和6年5月9日 ～ 令和6年7月12日

- ・履行の場所： 庁内の場合は所属の名称、庁外の場合は実施場所
- ・契約の金額： 消費税を含む契約総額
- ・契約の方法： 一般競争入札、条件付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別

議案第26号

専決処分（第5号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年5月31日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方税法（昭和25年法律第226号）等の改正に伴い、条例の一部を改正し、令和6年4月1日から施行する必要があった。

専決処分第5号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

嬉野市長 村上 大祐

## 嬉野市税条例の一部を改正する条例

嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「又は金銭」を削り、同項第3号中「同条第3項」を「同条第2項第4号」に改め、同号イ中「金銭」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改め、同号ウ中「又は金銭」を削る。

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第4条の2を削る。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項



に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用し

た場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分

金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に係る特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定によ

り特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の

特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合

には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」とい

う。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額

控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2中第20項を削り、同条第19項を第20項とし、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、「市町村の」を削り、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は7分の6とする。

附則第10条の2第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第26項中「市町村の」を削り、同項を同条第27項とし、同条第25項を同条第26項とし、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、「市町村の」を削り、同項を同条第25項とし、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、「市町村の」を削り、同項を同条第24項とし、同条第22項の次に次の1項を加える。

23 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。



附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に

改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7

条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の嬉野市税条例第34条の7第1項（第3号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第3号イ中「寄附金」とあるのは「寄附金（所得税法等の一部を

改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の嬉野市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について運用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第34号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 27 号

専決処分（第 6 号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 31 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）等の改正に伴い、条例の一部を改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する必要があった。

専決処分第6号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

嬉野市長 村上 大祐

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

嬉野市国民健康保険税条例（平成18年嬉野市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第23条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の嬉野市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第28号

専決処分（第4号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年5月31日提出

嬉野市長 村上 大祐



専決処分第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度嬉野市の一般会計補正予算（第9号）を次のとおり専決処分する。

令和6年3月29日

嬉野市長 村上 大祐

## 令和5年度 嬉野市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度嬉野市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	低所得者支援金(令和5年度均等割のみ課税給付)	18,000

議案第29号

嬉野市入湯税等検討委員会設置条例について

嬉野市入湯税等検討委員会設置条例を別紙のように制定する。

令和6年5月31日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 入湯税等に関して検討及び協議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、条例を制定する必要がある。

## 嬉野市入湯税等検討委員会設置条例

### (設置)

第1条 温泉資源保護、観光施設整備等のための長期的財源確保の検討及び協議を行うため、嬉野市入湯税等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 入湯税等に関すること。
- (2) その他観光振興に係る財源確保について必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者又は学識経験を有する者
- (2) 行政関係職員

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の規定による市長への報告が終了する日までの期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

3 会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、

意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行後、最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この条例の失効)

3 この条例は、第2条の規定による市長への報告が終了する日限り、その効力を失う。

議案第30号

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例について

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
嬉野市条例第28号）の一部を別紙のように改正する。

令和6年5月31日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 児童福祉施設の設備運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営  
に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）の施行  
に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年嬉野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（保育士の数についての経過措置）

2 当分の間、この条例による改正後の嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、新条例第29条第2項第3号、第31条第2項第3号、第44条第2項第3号及び第47条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、新条例第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。

3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者（A型）、小規模保育事業者（B型）、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、同項の規定による読替え前の新条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。



議案第 31 号

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年嬉野市条例第 29 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 6 年 5 月 31 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 86 号）等が施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年嬉野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第23条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、」を加える。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。））」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第23条（同条例第50条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条例第23条中「掲示するとともに」とあるのは「掲示しなければならないほか」と、「供しなければ」とあるのは「供するよう努めなければ」とする。

議案第 3 2 号

嬉野市下水道条例の一部を改正する条例について

嬉野市下水道条例（令和 2 年条例第 1 5 1 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 6 年 5 月 3 1 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 下水道法施行令（昭和 3 4 年政令第 1 4 7 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市下水道条例の一部を改正する条例

嬉野市下水道条例（平成18年嬉野市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号を次のように改める。

- （1） 下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「令」という。）第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値  
第16条第1項中第2号から第34号までを削り、第35号を第2号とし、第36号から第42号までを33号ずつ繰り上げる。

第28条中「下水道法施行令（昭和34年政令第147号）」を「令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 33 号

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて協議したので、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 5 月 31 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の一部改正に伴い、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約を変更するため、議会の議決が必要である。

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月23日佐賀県指令18市町村第010012号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議案第34号

令和6年度 嬉野市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度嬉野市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ312,058千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,519,058千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年5月31日提出

嬉野市長 村上 大祐

## 歳入歳出予算補正

第1表(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,665,004	274,258	2,939,262
	2 国庫補助金	600,251	274,258	874,509
16 県支出金		1,562,227	21,762	1,583,989
	2 県補助金	670,932	21,562	692,494
	3 委託金	45,985	200	46,185
18 寄附金		3,000,003	50	3,000,053
	1 寄附金	3,000,003	50	3,000,053
19 繰入金		3,336,991	△612	3,336,379
	2 基金繰入金	3,320,524	△612	3,319,912
21 諸収入		400,695	5,000	405,695
	5 雑入	173,917	5,000	178,917
22 市債		1,838,500	11,600	1,850,100
	1 市債	1,838,500	11,600	1,850,100
歳入	合計	21,207,000	312,058	21,519,058



## (歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		7,423,897	29,714	7,453,611
	1 総務管理費	7,143,997	29,714	7,173,711
3 民生費		6,197,442	258,288	6,455,730
	1 社会福祉費	3,025,097	247,263	3,272,360
	2 児童福祉費	2,612,150	11,025	2,623,175
4 衛生費		1,303,063	38,448	1,341,511
	1 保健衛生費	392,722	38,448	431,170
6 農林水産業費		816,914	16,065	832,979
	1 農業費	704,389	16,065	720,454
8 土木費		1,325,042	△42,389	1,282,653
	2 道路橋りょう費	388,105	△45,600	342,505
	4 都市計画費	831,523	3,211	834,734
9 消防費		536,080	1,201	537,281
	1 消防費	536,080	1,201	537,281
10 教育費		1,561,111	10,731	1,571,842
	1 教育総務費	245,665	448	246,113
	2 小学校費	316,719	3,940	320,659
	3 中学校費	105,603	343	105,946
	4 社会教育費	346,103	6,000	352,103
歳 出	合 計	21,207,000	312,058	21,519,058

## 第 2 表 継続費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	2 小学校費	学校施設バリアフリー化改修 (嬉野小)	80,290	令和6年度	47,590
				令和7年度	32,700

### 第 3 表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
街なみ環境整備事業	千円 23,800	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会資本整備総合交付金事業	千円 14,300	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	千円 2,100	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

## 令和6年度 嬉野市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度嬉野市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度嬉野市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

	（既決予定額） 千円	（補正予定額） 千円	（計） 千円
（4）主要な建設改良事業			
（イ）農業集落排水機器更新設計及び工事	62,209	△53,801	8,408
（ロ）公共下水道管路・機器更新設計及び工事	54,714	△20,000	34,714

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
（科目）		（既決予定額） 千円	（補正予定額） 千円	（計） 千円
第1款	下水道事業収益	821,908	△4,826	817,082
第2項	営業外収益	622,335	△4,826	617,509

		支 出		
（科目）		（既決予定額） 千円	（補正予定額） 千円	（計） 千円
第1款	下水道事業費用	814,294	△3,348	810,946
第1項	営業費用	726,064	△2,068	723,996
第2項	営業外費用	85,230	△1,280	83,950

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額149,064千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,183千円、過年度分損益勘定留保資金65,563千円、当年度分損益勘定留保資金77,318千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
（科目）		（既決予定額） 千円	（補正予定額） 千円	（計） 千円
第1款	資本的収入	479,707	△70,000	409,707
第1項	企業債	347,900	△30,400	317,500
第3項	国庫補助金	77,661	△39,600	38,061

	( 科 目 )	支 出		( 計 )
		(既決予定額)	(補正予定額)	
		千円	千円	千円
第1款	資 本 的 支 出	627,572	△68,801	558,771
第1項	建 設 改 良 費	230,623	△68,801	161,822

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

補正前

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業	127,800千円	普通貸借又は証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

補正後

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業	97,400千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

令和6年5月31日提出

嬉野市長 村上 大祐



令和 6 年度 嬉野市下水道事業会計予算実施計画変更

収益的收入及び支出

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 費用			(千円) 814,294	(千円) △ 3,348	(千円) 810,946	
	1 営業費用		726,064	△ 2,068	723,996	
		2 処理場費	261,141	△ 2,068	259,073	
	2 営業外費用		85,230	△ 1,280	83,950	
		2 雑支出	6,976	△ 1,280	5,696	

# 令和 6 年度 嬉野市下水道事業会計予算実施計画変更

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的收入			(千円) 479,707	(千円) △ 70,000	(千円) 409,707	
	1 企業債		347,900	△ 30,400	317,500	
		1 建設改良債	131,100	△ 30,400	100,700	
	3 国庫補助金		77,661	△ 39,600	38,061	
		1 農業集落排水国庫補助金	32,904	△ 29,600	3,304	
		2 公共下水道国庫補助金	24,000	△ 10,000	14,000	



# 令和 6 年度 嬉野市下水道事業会計予算実施計画変更

## 資本的收入及び支出 支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			(千円) 627,572	(千円) △ 68,801	(千円) 558,771	
	1 建設改良費		230,623	△ 68,801	161,822	
		1 管路建設改良費	89,524	△ 54,601	34,923	
		2 処理場建設改良費	141,099	△ 14,200	126,899	

# 令和6年度 嬉野市下水道事業会計予定キャッシュフロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

下水道事業会計 間接法 (単位 円)

## I 業務活動によるキャッシュフロー

当年度純利益	1,709,974
減価償却費	383,762,000
固定資産除却費	13,561,000
賞与引当金の増加額 (△は減少)	174,295
法定福利費引当金の増加額 (△は減少)	△ 50,252
貸倒引当金の増加額 (△は減少)	△ 940,000
長期前受金戻入額	△ 216,687,000
受取利息及び配当金	△ 1,000
支払利息及び企業債取扱費	78,254,000
営業及び営業外未収金増減額 (△は増加)	5,859,505
営業及び営業外未払金増減額 (△は減少)	25,259,704
小計	290,902,226
受取利息及び配当金	1,000
支払利息及び企業債取扱諸費	△ 78,254,000
業務活動によるキャッシュフロー①	212,649,226

## II 投資活動によるキャッシュフロー

固定資産取得・建設改良事業等実施額	△ 148,976,824
他会計補助金による収入	39,216,000
国庫補助金による収入	29,678,547
工事負担金による収入	14,930,000
投資活動によるキャッシュフロー②	△ 65,152,277

## III 財務活動によるキャッシュフロー

企業債による収入	317,500,000
企業債の償還による支出	△ 396,947,792
財務活動によるキャッシュフロー③	△ 79,447,792

IV 現金預金の増加額④=①+②+③	68,049,157
V 現金預金の期首残高	129,176,657
VI 現金預金の期末残高	197,225,814

議案第36号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市塩田町大字真崎1429番地

氏 名 石橋 勇市

昭和25年4月20日生

令和6年5月31日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市農業委員会の委員の任期が令和6年7月19日で満了となるため、再度任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第 37 号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市塩田町大字谷所甲 880 番地

氏 名 吉田 正幸

昭和 25 年 9 月 15 日 生

令和 6 年 5 月 31 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市農業委員会の委員の任期が令和 6 年 7 月 19 日で満了となるため、新たに任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第38号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市塩田町大字五町田甲2650番地

氏 名 織田 伊津子

昭和36年8月26日生

令和6年5月31日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市農業委員会の委員の任期が令和6年7月19日で満了となるため、新たに任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第 39 号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市塩田町大字馬場下甲 3022 番地

氏 名 前田 安一

昭和 29 年 10 月 30 日 生

令和 6 年 5 月 31 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市農業委員会の委員の任期が令和 6 年 7 月 19 日で満了となるため、再度任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第40号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市塩田町大字久間丁4056番地

氏 名 志田 義信

昭和36年3月7日生

令和6年5月31日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市農業委員会の委員の任期が令和6年7月19日で満了となるため、新たに任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第 4 1 号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市塩田町大字久間丙 1 6 4 6 番地 2

氏 名 梶原 文雄

昭和 4 2 年 2 月 1 6 日 生

令和 6 年 5 月 3 1 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市農業委員会の委員の任期が令和 6 年 7 月 1 9 日で満了となるため、再度任命したいので、議会の同意を求める必要がある。



議案第42号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市塩田町大字大草野丙3259番地1

氏 名 田中 嘉靖

昭和27年6月5日生

令和6年5月31日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市農業委員会の委員の任期が令和6年7月19日で満了となるため、新たに任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第43号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市嬉野町大字不動山甲79番地

氏 名 中村 法嗣

昭和31年2月14日生

令和6年5月31日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市農業委員会の委員の任期が令和6年7月19日で満了となるため、新たに任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第44号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市嬉野町大字岩屋川内丙861番地3

氏 名 峰松 善継

昭和33年3月11日生

令和6年5月31日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市農業委員会の委員の任期が令和6年7月19日で満了となるため、新たに任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第45号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市嬉野町大字吉田甲1440番地1

氏 名 峰 正已

昭和28年1月29日生

令和6年5月31日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市農業委員会の委員の任期が令和6年7月19日で満了となるため、再度任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第46号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市嬉野町大字吉田丙621番地

氏 名 辻 知子

昭和35年5月24日生

令和6年5月31日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市農業委員会の委員の任期が令和6年7月19日で満了となるため、新たに任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第47号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市嬉野町大字下宿甲3924番地27

氏 名 永尾 智子

昭和42年7月17日生

令和6年5月31日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市農業委員会の委員の任期が令和6年7月19日で満了となるため、新たに任命したいので、議会の同意を求める必要がある。

議案第48号

嬉野市農業委員会の委員の任命について

下記の者を嬉野市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 嬉野市嬉野町大字下宿乙2352番地27

氏 名 嬉野 奉文

昭和29年3月14日生

令和6年5月31日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市農業委員会の委員の任期が令和6年7月19日で満了となるため、新たに任命したいので、議会の同意を求める必要がある。